

暮らし



くるまえび

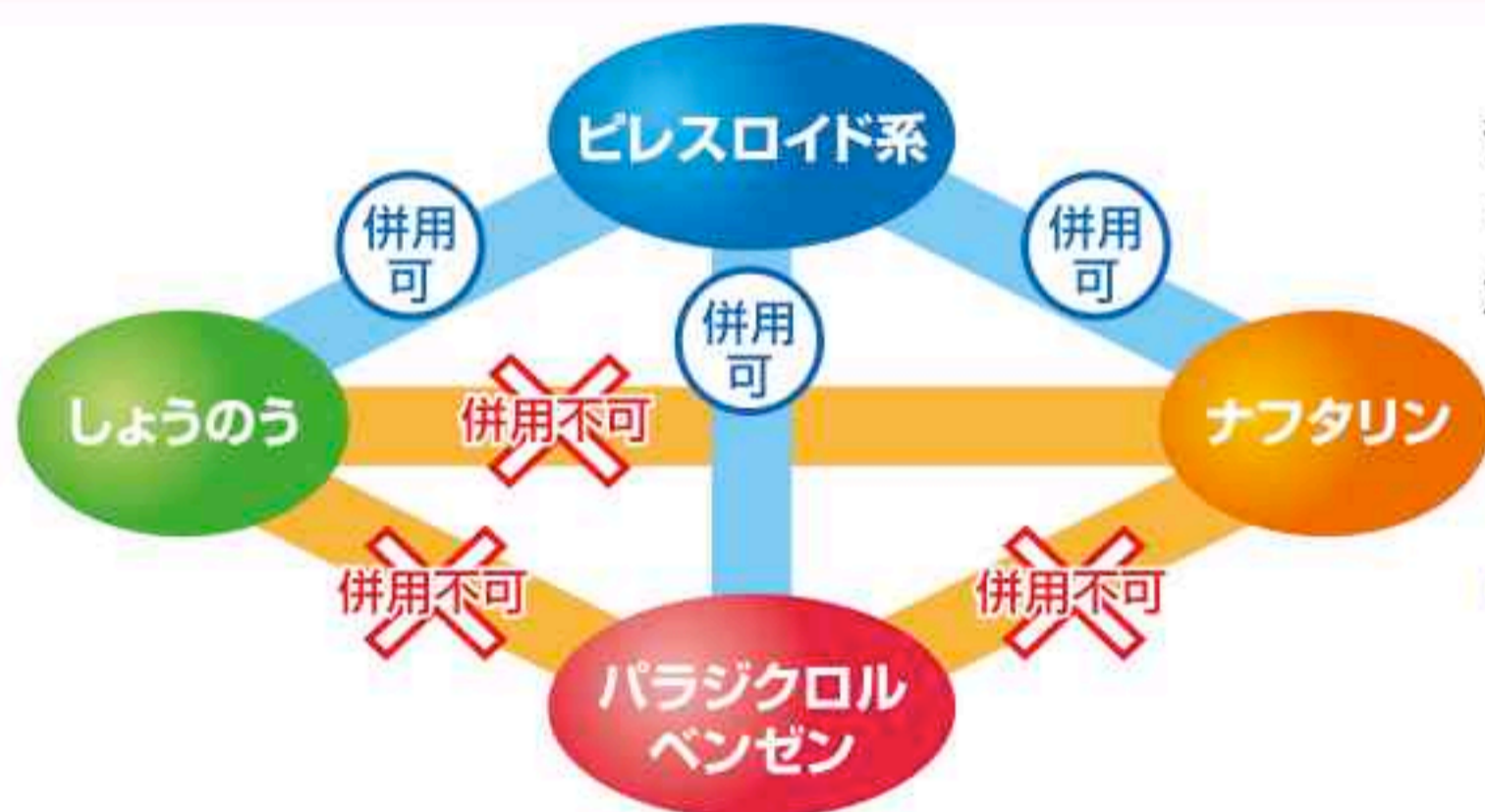
主な産地

一色町、蒲都市、南知多町

発行／愛知県県民生活部県民生活課
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎052-954-6165

衣類の防虫剤 正しい使い方をご存知ですか？

防虫剤の併用にはご注意ください。薬剤の異なる防虫剤を併用すると、シミや変色の原因になります。



ピレスロイド系の防虫剤はどの防虫剤とも併用できますが、樟脳(しょうのう)・パラジクロロベンゼン・ナフタリンは、併用できません。防虫剤は成分を確かめて購入しましょう。



衣類収納のアドバイス

1 汚れや食べこぼしは被害のもと

一度しか着ていなくても、服には目に見えない汚れや汗が付いています。そのまま収納してしまうと、シミ・カビ・虫食いの原因となります。クリーニング・洗濯をしてから収納しましょう。



2 よく乾燥させてから収納を！

クリーニング店から受け取った衣類は湿気を含んでいることがあるので、ビニールカバーから出して陰干してから収納しましょう。

3 ホコリは衣類害虫の大好物！

収納容器・収納場所は事前によく掃除をして、ゴミなどエサになりそうなものは取り除いておきましょう。

4 密封容器に入れる

防虫剤の効果を高めるため、タンス、衣装ケース等の密封性のある収納容器に入れてください。

5 衣類はいっぱい詰め込まないで！

容器の8分目までにするのが、理想的です。また、防虫剤は衣類の上に置く方が効果的です。



6 防虫剤の使用量を守りましょう！

製品パッケージに記載されている使用量を守ってください。特に使いすぎには注意しましょう。

衣類の入れ替えをするときは、部屋の換気を行うようにしましょう。

住宅リフォーム工事は、信頼できる業者の選択にかかっているとんでも過言ではありません。安心してリフォーム工事を行うために以下の点に気をつけましょう。

業者選びのポイント

- ◆ 自宅から近い業者を選びましょう。何かあったときに素早い対応が期待できます。
- ◆ リフォーム工事についての経験や資格、また専門業者団体に加盟しているかなども判断材料にしましょう。
- ◆ 過去に行ったリフォーム工事の例を見せてもらうことも大切です。
- ◆ ひとつの業者の言い分だけをうのみにするのではなく、複数の業者から見積りを取る「相見積り」で比較検討しましょう。
- ◆ 見積書は単価がわかりにくい「〇〇工事一式」ではなく、内訳明細がきちんと書かれた業者を選ぶようにしましょう。総額だけでなく工事内容もチェックしましょう。



業者が決まったら...

- ◆ 契約等は必ず書面で交わしましょう。契約を急がせる業者は要注意です。また契約書に希望する工事内容・価格が記載されているか、しっかりと確認することも大切です。
- ◆ 打ち合わせの記録などは書面で残しておきましょう。また、リフォーム工事を行う時の状況を写真で残しておく、大きなトラブルを未然に防ぐ上で有効な場合があります。
- ◆ リフォーム工事では、工事途中で内容の変更が必要になる場合があります。追加の見積書をもとにすることや、工事内容変更合意書を取り交わすことなど、工事が始まる前に業者とよく話し合っておきましょう。



困った時は専門家に相談を

住まい手サポーター

住まいの様々な分野の専門家が、1時間程度の相談に無料でお答えします。住まい手サポーターの名簿は、県・市町村の住宅関係窓口やホームページでご覧いただけます。 <http://www.yutori.gr.jp/sumaite>

増改築相談員

住宅建築の実務経験が10年以上で所定の研修を受け、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターに登録された方々が、リフォームの相談に応じます。相談員の名簿は県・市町村の住宅関係窓口やホームページでご覧いただけます。 <http://www.refonet.jp/meibo/>

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

住まいに関するあらゆる相談に無料で応じます。
 【電話相談】03-3556-5147 10:00~12:00、13:00~17:00(土日、祝日、年末年始除く)
 ※センターのホームページ「リフォネット」では、リフォームに関する情報を提供しています。
<http://www.refonet.jp>



住まい手サポーターロゴ

(建設部建築担当局住宅計画課)

ローン・キャッシングのルール変更 (改正貸金業法の完全施行)

借入れのルールが変更されます。今後の借入れには、気をつけましょう。

1.《個人が借入れできる額》

◆ 年収の1/3まで

$$\frac{\text{借入額(借入残高)}}{\text{年収}} \leq \frac{1}{3}$$

※ 年収の1/3を超える借入や借入残高が1/3を超える場合、新たな借入れができません。

2.《年収等を証明する書類が必要となる場合》

◆ 申込先(貸金業者)での額(申込額+借入残高) > 50万円
※ 50万円を超える場合

又は

◆ 申込先(貸金業者)の額(a)(申込額+借入残高) + 他の貸金業者で借りている額(b)(借入残高) > 100万円
※ (a)と(b)を合算して100万円を超える場合

主な変更

- 個人の借入れは、借入額(借入残高)が年収の1/3を超える場合、できなくなります。〔上記1参照〕
- 個人の借入れは、申込先(貸金業者)1社あたりの借入れが50万円を超える場合や申込先(貸金業者)と他の貸金業者で借りている総借入残高が100万円を超える場合は、返済能力調査のため、借入れ申込先に年収等を証明する書類(給与の支払明細書、源泉徴収票など)の提出が必要になります。〔上記2参照〕
- 個人の借入れは、返済能力調査の資料とするために平成22年6月18日以降、貸金業者との貸付契約を締結した場合、契約に係る個人情報(顧客の氏名、住所、契約年月日、貸付けの金額など)を、貸金業者が指定信用情報機関に提供することになります。

実施時期

- 平成22年6月18日(実施期限)までに、貸金業法の改正が行われます。
- 問合せ先 産業労働部 中小企業金融課 近代化資金・貸金業グループ
☎ 052-954-6334(ダイヤルイン)



無料 学習会などへ講師を派遣します!

暮らしに身近な金融経済知識を身につけませんか?

- 家計チェックはしていますか?
- 金融商品はどう選んでいますか?
- お金と賢く付き合っていますか?
- 子どもに上手なお金の使い方を教えられるですか?



愛知県金融広報委員会では、各地域で開催される学習会、講習会、講演会などに講師(金融広報アドバイザー)を派遣しております。派遣にかかる経費は当委員会が負担します。

⇒ 愛知県金融広報委員会(愛知県県民生活部県民生活課内 ☎ 052-954-6166)まで
また、**知るぽると**(金融広報中央委員会)のHPでは“おかね”に関する情報を掲載しています。

<http://www.shiruporuto.jp/>



消費者被害を未然に防ぐ対処法などを楽しく学べる教材をインターネットに掲載しています。
URL:<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/taiken/>

健康食品は、病気を治すものではなく、法的には「食品」です。したがって医薬品のように「〇〇に効く」などと効果効能を表示すると、薬事法に違反します。

にもかかわらず、健康食品はマルチ商法や催眠商法、キャッチセールスなどで売られることが多く、「〇〇に効く」「〇〇が治る」など、薬事法に触れるトークを使い、高額・大量な販売が目立ちます。購入する場合は、本当に必要かどうか、よく考えてから購入する必要があります。

健康食品を利用する場合は、医師から処方された薬が効かなくなったり副作用が出ることがあるので、事前に医師へ相談しましょう。



第32回

参加無料★申込不要

これからの暮らしを考える
みんなの集い



地元でとれる食材を知っていますか? 全国JA初のシニアマイスター(野菜ソムリエ)と一緒に食の楽しさを語り合しましょう。

日時 平成21年10月20日(火)
13:00~15:20(開場12:00)



会場 安城市文化センター(安城市桜町17番11号)
最寄り駅JR安城駅(南口より徒歩10分)
※なるべく公共交通機関をご利用ください

内容 講演「食の楽しみはコミュニケーションから」
JAあぐりタウン「げんきの郷」統括部長
ベジフルコミュニティあいち代表 たかぎ みきお 高木幹夫氏

主催:愛知県 協力:愛知県共同購入協会(生活情報ステーション)
後援:安城市

問合せ先 県民生活部県民生活課 ☎ 052-954-6166

暮らしのお役に立ちます
~県民生活プラザは受付の番号です~

中央県民生活プラザ	☎ 052-962-5100 FAX 052-972-6001
尾張県民生活プラザ	☎ 0586-71-5900 FAX 0586-71-0977
海部県民生活プラザ	☎ 0567-24-2500 FAX 0567-24-1140
知多県民生活プラザ	☎ 0569-23-3900 FAX 0569-23-3901
西三河県民生活プラザ	☎ 0564-27-0800 FAX 0564-23-4641
豊田加茂県民生活プラザ	☎ 0565-34-6151 FAX 0565-34-6152
新城設楽県民生活プラザ	☎ 0536-23-8700 FAX 0536-23-3833
東三河県民生活プラザ	☎ 0532-52-7337 FAX 0532-52-7388
名古屋市消費生活センター	☎ 052-222-9671
豊橋市消費生活相談室	☎ 0532-51-2305
岡崎市消費生活相談室	☎ 0564-23-6459
一宮市消費生活相談窓口	☎ 0586-71-2185
豊田消費生活センター	☎ 0565-33-0999
小牧市消費生活相談室	☎ 0568-72-2101

※ ☎ は、それぞれの市内にお住まいの方、又はお勤めの方を対象としています。